二　御所であって東京都港区元赤坂二丁目に所在するもの

対象施設の区域	東京都港区	元赤坂二丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象施設に係る対象施設周辺地域	東京都港区	元赤坂一丁目、元赤坂二丁目、赤坂四丁目、赤坂七丁目一番から五番まで、赤坂八丁目一番から六番まで、北青山一丁目、南青山一丁目一番から十番まで並びに南青山二丁目一番から七番まで
	東京都新宿区	霞ヶ丘町二番及び十四番、南元町四番地から二十九番地まで並びに若葉一丁目二十一番地から二十四番地まで
	東京都千代田区	紀尾井町四番

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を宮内庁に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する公有水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の区域及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

○外務省告示第百十四号

G7広島外相会合等関連行事の広島開催に際し、国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

平成二十八年四月七日

外務大臣　岸田　文雄

一　グランドプリンスホテル広島周辺地域

期間	平成二十八年四月九日午後一時から平成二十八年四月十二日午後一時まで
地域	広島県広島市南区　元宇品町
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。
	次の四点を順に結んだ線により囲まれる海域
	一　広島市南区元宇品町三番九号先南東端の護岸 二　元宇品第五防波堤北端（北緯三十四度二十分五十八秒、東経百三十二度二十八分〇二秒の地点） 三　広島港第5号灯浮標（北緯三十四度二十分二十五秒、東経百三十二度二十八分〇九秒の地点） 四　広島市南区元宇品町二十四番先南端の護岸

二　広島平和記念公園周辺地域

期間	平成二十八年四月十日午前十一時から平成二十八年四月十一日午後三時まで
地域	広島県広島市中区　紙屋町二丁目、大手町一丁目から四丁目、中島町、加古町、基町（三番から六番及び十四番）、本川町一丁目から三丁目、十日市町一丁目及び二丁目、猫屋町、堺町一丁目及び二丁目、土橋町、河原町、小網町、舟入町、舟入中町
	広島県広島市西区　東観音町（三十番から三十一番）、観音本町一丁目（一番）
	元安川の相生橋から新明治橋の間に囲まれた河川区域及び同河川区域にかかる橋梁の部分、旧太田川（本川）の空鞘橋から新住吉橋の間に囲まれた河川区域にかかる橋梁の部分、天満川の天満橋から新観音橋の間に囲まれた河川区域にかかる橋梁の部分、側端の一方のみが右の区域に含まれる道路及び側端の少なくとも一方が右の区域に接するうち当該区域に含まれない道路の部分、及び側端の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。

○外務省告示第百十五号

伊勢志摩サミット関連行事の広島市開催に際し、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

平成二十八年四月七日

外務大臣　岸田　文雄

一　グランドプリンスホテル広島

期間	平成二十八年四月九日から平成二十八年四月十一日	
対象外国公館等の所在地	広島県広島市南区	元宇品町二十三番一号
対象外国公館等の敷地	広島県広島市南区	元宇品町二十三番
対象外国公館等に係る対象施設周辺地域	広島県広島市南区	元宇品町十二番から二十四番、四十一番及び四十二番
	次の四点を順に結んだ線により囲まれる海域	一　北緯三十四度二十分二十三秒、東経百三十二度二十七分四十六秒の地点 二　北緯三十四度二十分二十三秒、東経百三十二度二十七分五十九秒の地点 三　北緯三十四度二十分三十二秒、東経百三十二度二十八分五秒の地点 四　北緯三十四度二十分五十秒、東経百三十二度二十七分四十九秒の地点
備考	側端の一方のみこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。	